

令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」 業務委託仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」業務の仕様を次のとおり定める。本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、甲と乙が協議の上で決定する。

1 業務の名称

令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨・目的

ぐんまネクストジェネレーター事業（以下、「本事業」という。）は、県内中小企業の新規事業や課題解決、経営の担い手として、意欲ある若者をマッチングする事業である。若者が新しい風を吹き込むことで、企業のバージョンアップを後押しする。同時に、県内産業を活きた挑戦・実証のフィールドとして開くことで、若者が最短距離で成長できる新しいキャリアパスを群馬に構築し、成長意欲のある若者を群馬県に呼び込む。

本業務では、本事業の参加希望者等に、群馬県経営者との接点づくりを通じて、経営力の向上や参加意欲の向上、企業変革の力を獲得することを支援する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

乙に委託する業務内容は以下のとおりとし、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、甲と協議して決定するものとする。

(1) 経営者との交流会

群馬県内で企業を経営する魅力的な経営者の姿を、県内外の意欲ある若者に提示し、参加した若者が、「地方企業の経営者の実像」、「群馬県産業の魅力」及び「挑戦の場としての群馬」等を理解し、群馬県へ飛び込む後押しとなる企画を実施すること。（東京都内、群馬県内で各1回の年2回以上を想定）

< 具体的内容 >

- ・ イベントの企画・運営（会場・機材の手配、当日運営）
- ・ 登壇者等関係者の手配・各種調整
- ・ 参加者（若者・企業等）の募集・広報周知
- ・ 参加後のフォローアップ・アンケート調査
- ・ その他、イベント開催に付随する事項

(2) 事前研修

- ・本事業への参加を希望する若者、関心を持つ若者に対して、研修を実施すること。
- ・課題の洗い出しや経営力を身につける研修内容を企画するとともに、熱意を持つ若者同士の交流・ネットワークづくりの場として機能するよう企画すること。

<想定内容>

- ・形式：3日間連続研修
- ・対象者：本事業に関心を持つ若者（20名程度）
- ・カリキュラム例：
コンサルティングに用いるフレームワーク知識や実践的な経営知識に係る群馬県経営者等からの授業（講師謝金の上限は一人当たり30万円を上限とする。）
- ・開催時期：令和8年7月下旬～9月上旬
※大学等の夏期休業期間を勘案すること

<具体的内容>

- ・研修の企画・運営
(カリキュラム設計、講師手配、会場・機材の手配、当日運営)
- ・広報周知・募集
- ・受付管理・連絡調整
- ・受入可能数を超過した場合の受講者の選定
- ・受講後のフォローアップ調査
- ・その他、開催に付随する事項

5 実績報告等

(1) 実施報告

上記4(1)及び(2)に係る各イベントについて、実施の都度、甲に実施状況を報告すること。

(2) 全体報告

契約期間満了までに、総事業費を整理し、本業務全体の実績報告書を甲に提出すること。実績報告書には、下記ア～エを記載すること。

- ア 「経営者との交流会」の実施内容
- イ 「事前研修」の実施内容
- ウ 本業務の収支
- エ その他、甲が指示する事項

6 その他留意事項

(1) 会計処理

本業務は厚生労働省所管の「地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」等を財源に実施するものであり、法令、国・県の会計・財務規定に従った処理を行うこと。

(2) 併給の禁止

本業務の委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの（国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給は受けられない点に留意すること。

特に、本業務と併せて実施される「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」との併給等が生じないように、経費の支出や業務従事時間等を明確に区分し、管理すること。

(3) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

(4) 秘密の保持

本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。また、乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(5) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(6) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、了解を得なければならない。

(7) その他

甲と乙の両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行に当たり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲と乙で協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。